

**再審における証拠の明白性の判断方法（大崎事件第3次再審特別抗告審決定）**

【文献種別】 決定／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和1年6月25日

【事件番号】 平成30年（シ）第146号

【事件名】 再審開始決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件

【裁判結果】 取消自判（再審請求棄却）

【参照法令】 刑事訴訟法 411条1号・426条2項・434条・435条6号・447条1項

【掲載誌】 裁時 1727号2頁、判時 2422号108頁、判タ 1462号25頁

LEX/DB 文献番号 25563156

**事実の概要**

A、B及びDと共謀の上Cを絞殺しその死体を遺棄したとして起訴されたXは、一貫して無罪を主張したものの、懲役10年の刑が確定し服役した。出所後、Xは、2度再審請求を行ったが、いずれも棄却された（但し、1度目の請求審では、再審開始決定が出されている。鹿児島地決平14・3・26判タ1207号259頁）。これをうけ、Xは、Cの死因が事故による出血性ショックである可能性を示す法医学鑑定（O鑑定）及びAらが共謀や犯行について話すのを聞いたとするEの供述が非体験供述である可能性を示す心理学鑑定（M・N新鑑定）を新証拠として、3度目の再審請求を行った。

原々審は、O鑑定によりA、B及びCの各自白を支えていたI旧鑑定の証明力が、M・N新鑑定によりEの供述の信用性がそれぞれ減殺されたとした上で、新旧証拠を総合評価し、本件の事件性自体に疑いが生じたとして再審開始を決定した（鹿児島地決平29・6・28判時2343号23頁）。原審は、M・N新鑑定は無罪を言い渡すべき明らかな証拠とはいえないが、O鑑定によりCが事故により死亡又は瀕死の状態にあった可能性が生じ、それにより、酔いつぶれたCを犯行現場であるC方まで送り届けたとするG及びHの供述、A、B及びCの各自白いずれについても疑いが生じた、などとして結論において原々審の判断を是認した（福岡高宮崎支決平30・3・12判時2382号77頁）。

これに対し、検察官が特別抗告を申し立てた。

**決定の要旨**

本決定は、検察官の抗告趣意は刑訴法433条

の抗告理由に当たらないとしつつも、職権で以下のような判断を示し、原決定及び原々決定を取り消すとともに本件再審請求を棄却した。

まず、M・N新鑑定につき、原決定の判断を是認した。

次いで、O鑑定につき、「Cの死因に関して、科学的推論に基づく一つの仮説的見解を示すものとして尊重すべき」としつつも、Oが死体を直接検分していないことや鑑定資料の問題等を考慮すると、Cの「死因又は死亡時期に関する認定に決定的な証明力を有するものとまではいえ」ず、「これが無罪を言い渡すべき明らかな証拠といえるか否かは、その立証命題に関連する他の証拠それぞれの証明力を踏まえ、これらと対比しながら検討すべき」とした上で、次の3点を指摘した。

⑦「そもそも、O鑑定は、Cの……死亡時期を示すものではなく、G及びHがCを同人方に送り届けるよりも前に同人が死亡し、あるいは瀕死の状態にあったことを直ちに意味する内容」ではない。「O鑑定を根拠として、Cが出血性ショックにより同人方に到着する前に死亡し、あるいは瀕死の状態にあった可能性があるとして、A、B及びDの各自白並びにEの目撃供述の信用性を否定するというのであれば、関係証拠から認められる……客観的状況に照らし、事実上、Cの死体を堆肥中に埋めた者は最後に同人と接触したG及びH以外に想定し難いことになる。しかし、同人らがCの死体を堆肥中に埋めるという事態は、本件の証拠関係の下では全く想定できない」。

⑧「客観的状況に照らして少なくともCの死体を堆肥に埋めたことについては何者かが故意に行ったとしか考えられず、その犯人としてAらF家以外の者は想定し難い状況にあった」。「また、

G及びHの各供述も、相互に支え合い、この推認の前提となっている。「A、B及びDの各自白並びにEの目撃供述は、相互に支え合っているだけでなく、……客観的状况等からの推認によっても支えられて」おり、「A、B及びDの知的能力や供述の変遷等」の問題を「考慮しても、それらの信用性は相応に強固なものである」。「O鑑定が……Cの死因又は死亡時期に関する認定に決定的な証明力を有するものとははいえないことも踏まえると、同鑑定によりこれらの各自白及び目撃供述に疑義が生じたということには無理がある」。

㊦「以上を総合すると、原決定……は、O鑑定の問題点やそれに起因する証明力の限界を十分に考慮しないまま、確定判決を支える証拠の証明力について吟味することなく、O鑑定を決定的な意味を持つ証拠であると過大に評価し、実質的な総合評価を行わずに結論を導いたもので、不合理である」。「O鑑定は、確定判決の事実認定について合理的な疑いを抱かせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠とはいえない」。

その上で、次のように結論付けた。「以上の検討を踏まえると、O鑑定にM・N新鑑定を含むその余の新証拠を併せ考慮してみても、確定判決の事実認定に合理的な疑いを抱かせるに足りるものとはいえない。したがって、O鑑定が無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たるとした原決定の判断には刑法435条6号の解釈適用を誤った違法があり、O鑑定及びM・N新鑑定がそのような証拠に当たるとした原々決定の判断にも同様の違法があるといわざるを得ず、これらの違法が決定に影響を及ぼすことは明らかであり、これらを取り消さなければ著しく正義に反する」。

## 判例の解説

### 一 判例における証拠の明白性の判断方法<sup>1)</sup>

1 証拠の明白性の判断方法につき、先例である最一小決昭50・5・20刑集29巻5号177頁(白鳥決定)及び最一小決昭51・10・12刑集30巻9号1673頁(財田川決定)は、次のように判示している(以下、両者を総称する場合、「白鳥・財田川決定」という)。即ち、「[刑法]435条6号にいう『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだがせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証

拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用される」。

2 白鳥・財田川決定が、所謂孤立評価説・心証引継説を斥け、総合評価説・再評価説を採用したものであることに争いはない。尤も、総合評価・再評価の具体的内容、とりわけ旧証拠の再評価の許容範囲を巡っては見方が分かれている<sup>2)</sup>。

学説においては、白鳥・財田川決定は、旧証拠の全面的な再評価を無条件に許容したものと見方(全面的再評価説)が支配的である。これに対し、裁判・検察実務家の間では、確定力尊重の必要性や、財田川決定の「特段の事情もないのに、みだりに判決裁判所の心証形成に介入することを是とするものでもない」との説示などを根拠に、白鳥・財田川決定は、新証拠が旧証拠の証明力を減殺した場合に、その影響の及ぶ範囲に限って旧証拠の再評価を許容したものと見方(限定的再評価説)が、一貫して支持されてきた。これらに加えて、近時では、白鳥・財田川決定は、新証拠が旧証拠の証明力を減殺した場合に旧証拠の全面的な再評価を許容したものと見方(二段階説)も主張され、一定の支持を得ている。

しかし、既に指摘されているように、白鳥・財田川決定の判断内容に加え、実際に、財田川決定が、新証拠による旧証拠の証明力の減殺を確認することなく旧証拠を再評価して再審開始の途を開いていることに鑑みると、白鳥・財田川決定は、全面的再評価説に立っていると解する他ない。そもそも、確定力を重視するのであれば「疑わしいときは被告人の利益に」の原則を適用する必要はない<sup>3)</sup>、財田川決定の「特段の事情もないのに、……」との説示も、判示の文脈にてらせば、全面的再評価説に立つことが確定力との関係で必ずしも問題にはならないことを注意的に述べたものと解するのが素直であろう<sup>4)</sup>。

3 尤も、白鳥・財田川決定以降の判例には、

決定文の表現上、限定的再評価説に立っているように読めるものが存在している。「[明白性判断に際しては、] 新証拠とその立証命題に関連する他の全証拠とを総合的に評価」すべきとした最三小決平 10・10・27 刑集 52 卷 7 号 363 頁（マルヨ無線決定）や、新証拠が旧証拠の証明力を減殺しないことを指摘し、そこから直接に再審請求棄却の結論を導いた最一小決平 14・4・8 判時 1781 号 160 頁（名張 6 次決定）などがそれぞれである。

しかし、これらは、いずれも全面的再評価説に立つものと解しうる。そのことを論証するのが村岡啓一である<sup>5)</sup>。村岡は、白鳥・財田川決定と以降の判例の詳細な検討に基づき、判例実務では一貫して、①確定判決の証拠構造の確認、②旧証拠の全面的再評価、③新旧証拠の総合評価という段階を踏んで明白性の判断が行われてきたとした上で、その具体的内容を次のように分析している。

①では、明白性判断の前提的作業として、確定判決の「表見的証拠構造」の確認が行われる。②では、論理的レベルでの旧証拠の強度の審査が行われ、その結果、旧証拠の脆弱性が判明し、合理的疑いが生じれば再審開始となる。一方、旧証拠が強固で、合理的疑いが生じなければ、③へと進む。③では、まず、新証拠の立証命題と関連する範囲で旧証拠の再評価が行われ、④その結果、有罪の結論が動揺し合理的疑いが生じれば再審開始となる（⑥なお、新証拠が立証命題と関連する旧証拠の証明力を何ら減殺しない場合には、それをもって再審請求棄却となる）。⑤これに対し、有罪の結論が動揺しない場合には、続いて新旧全証拠の総合評価が行われ、その結果、有罪の結論が動揺し合理的疑いが生じれば再審開始となる。

確かに、名張 6 次決定は、上記③⑥の帰結として理解可能である。マルヨ無線決定も、上記③についての一般論を示したものと解すれば説明がつく。なお、旧証拠の再評価のみによる再審開始の可能性を示した財田川決定は、上記②の結果次第では③に進むまでもなく再審開始の結論に達しうることを示したものであることになろう。

## 二 本決定の検討

1 本決定は、「〔〇鑑定が〕無罪を言い渡すべき明らかな証拠といえるか否かは、その立証命題に関連する他の証拠のそれぞれの証明力を踏まえ、これらと対比しながら検討すべき」とした上

で、〇鑑定が旧証拠に及ぼす影響を検討し、その結果、〇鑑定の明白性を否定している。本決定については、限定的再評価説に立つものとの見方が存在している<sup>6)</sup>。また、本決定が、新証拠が旧証拠の証明力を減殺することを前提に新旧証拠の総合評価に進んでいる点を捉えて、本決定を二段階説に立つものとみる見方も存在している<sup>7)</sup>。

しかし、これらの見方には疑問が残る。

先にみたように、旧証拠それ自体の再評価は、新旧証拠の総合評価に先立ち、確定判決の証拠構造の確認を通じて行われ、それによって合理的疑いが発生すれば再審が開始され（上記②参照）、合理的疑いが発生しない場合には、新証拠が旧証拠を減殺し、それにより合理的疑いが生じるか否かが更に検討されることになる（上記③参照）、というのが判例の立場である。

この点、本決定は、新旧証拠の総合評価（決定の要旨⑦～⑨）の中で、旧証拠には疑問点が存在せず、否むしろ、旧証拠はいずれも強固なもので、旧証拠の再評価のみでは合理的疑いが生じないことを示している。そして、この判断は、本決定が旧証拠それ自体を再評価して導き出したものであり、上記②の判断に相当するものといえる。

とすると、一見、限定的再評価説ないしは二段階説に立っているかのような本決定の判断は、本決定が限定的再評価説ないしは二段階説に立っていることを意味するものではなく、旧証拠の再評価（上記②の判断）の結果、合理的疑いが生じなかったことを前提に、新証拠が旧証拠の証明力をどの程度減殺するかを判断したもので、即ち、上記③の判断に相当するものということになる。

本決定の明白性の判断方法は、全面的再評価説の立場と統一的に理解しうるものなのである。

2 先に確認したように、明白性判断においても「疑わしいときは被告人の利益に」の原則が適用されるというのが白鳥・財田川決定の立場であるが、本決定に対しては、そのような白鳥・財田川決定の立場に反するとの批判がなされている。即ち、本決定によれば、決定の要旨④⑤で示された旧証拠の評価を覆さない限り合理的疑い発生の余地はなく、「請求人側にアナザー・ストーリーの証明を要求」するに等しい<sup>8)</sup> ということである。

しかし、本決定の明白性の判断方法は、「疑わしいときは被告人の利益に」の原則に反するものとはいえないように思われる。ここでも、ポイン

トとなるのは、本決定が、確定判決を支える旧証拠を強固なものと判断している点である。

新証拠によって旧証拠の証明力が減殺されたとしても、そのことが再審開始に直結するわけではない。再審開始の可否の判断（上記③の段階）で問われるのは、あくまでも新証拠によって確定判決に合理的疑いが生じるか否かであり、このことは白鳥・財田川決定の判示からも明らかである。そして、新証拠が旧証拠をどの程度減殺すれば合理的疑いが生じるかは、旧証拠の強度に左右されることになる。旧証拠がさほど強固でない場合には、新証拠が旧証拠を僅かに減殺するにすぎなくても、合理的疑いの発生へと結びつく場合がありえよう。これに対し、旧証拠が強固な場合には、新証拠が旧証拠の証明力を相当程度減殺したとしても、合理的疑いの発生が否定される場合があるのである（最三小決平9・1・28刑集51巻1号337頁〔名張5次決定〕参照）。

この点、本決定は、旧証拠を再評価し、それが強固なものであることを確認した上で、そこに新証拠である〇鑑定を投入し、〇鑑定が旧証拠を減殺するか否か、減殺するとしてその程度は合理的疑いを発生させるに足るものなのか否かを検討していることがみてとれる。そして、そのような検討の結果、本決定は、〇鑑定は旧証拠を十分に減殺するものではなく、合理的疑いを生じさせるには不十分な証拠と判断しているのである。このような判断方法自体は、先にみたような白鳥・財田川決定以来判例でとられてきたごくオーソドックスな方法と評価しうるものである。

確かに、本決定の旧証拠の評価を前提とすれば、合理的疑いを発生させることは必ずしも容易なことではなからう。しかし、それは本決定の明白性の判断方法が「疑わしいときは被告人の利益に」の原則に反しているからではなく、本件では旧証拠の証明力が強固である反面、新証拠である〇鑑定がそれを十分に減殺するものではなかった、ということの帰結にすぎないのである。

3 以上のように、本決定は、全面的再評価説に立つものであり、また、その明白性判断の方法は「疑わしいときは被告人の利益に」の原則に反するものでもない。本決定が再審開始を取り消す異例ともいべき結論に至ったのは、本決定が白鳥・財田川決定に反するような異例の明白性の判断方法をとったからではなく、結局のところ、本

決定に関与した各裁判官が、新旧証拠を総合評価した結果、合理的な疑いを抱くに至らなかったためであるということに尽きるのである<sup>9)</sup>。

従って、本決定は、白鳥・財田川決定で示された明白性の判断方法を踏まえて、旧証拠が強固なケースについて判断を示した1つの事例判断と評価すべきものであり、その判例としての価値を過大視することは避けるべきであろう<sup>10)</sup>。

●—注

- 1) ここでの叙述は、拙稿「判批」判時2398号（2019年）155頁以下に依拠している。
- 2) さしあたり、河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法〔第2版〕第10巻』（青林書院、2013年）3頁〔光藤景皎〕、27頁〔川崎英明〕参照。
- 3) 川崎英明『刑事再審と証拠構造論の展開』（日本評論社、2003年）42頁参照。
- 4) 例えば、川崎・前掲注3）10頁等参照。
- 5) 村岡啓一「明白性判断の構造」法時75巻11号（2003年）31頁以下、同「再審判例にみる明白性の判断方法」自正52巻12号（2005年）17頁以下。
- 6) 宮木康博「判批」法教469号（2019年）139頁。
- 7) 中島宏「再審開始は『著しく正義に反する』のか？」法時91巻11号（2019年）5頁。
- 8) 中島・前掲注7）6頁。同旨、伊藤睦「判批」法セ777号（2019年）126頁、鴨志田祐美「大崎事件最高裁決定」判時2422号（2019年）144頁。
- 9) なお、本決定が本件を差し戻さずに自ら再審請求を棄却したのは、本決定に関与した各裁判官がそれぞれ強力な有罪心証を形成したということもあろうが、先にみたように、本件では、旧証拠が強固である一方、旧証拠と新証拠との関係からすると、新証拠の旧証拠を減殺する効果が限定的なため、差し戻して検討を尽くさせたとしても合理的疑いが発生する余地は乏しく、差し戻す実益が存しないと判断したためであろう。
- 10) 紙幅の制約上詳論しえなかったが、本決定の事実認定のあり方には少なからず問題点が存在していることを、最後に指摘しておきたい。特に、本決定の明白性判断の出発点ともなっている「Cの死体を堆肥に埋めた……犯人としてAらF家以外の者は想定し難い状況にあった」との認定については、はたしてそのように断じうるのか、反対事実の存在の可能性も含めて、更なる検討が必要であったように思われる（この点につき、最二小判平29・3・10集刑321号1頁参照）。なお、本決定の事実認定の問題点につき、門野博「大崎事件最高裁決定について」法セ776号（2019年）1頁、鴨志田・前掲注8）144頁等も参照。

\* 本稿は、科研費（17H02464）の研究成果の一部である。